

○大雪消防組合消防職員委員会に関する 取扱要綱

〔平成13年9月1日〕
制 定

改正 平成26年4月8日 平成31年3月6日

（目的）

第1条 この要綱は、大雪消防組合消防職員委員会に関する規則（平成8年規則第2号。以下「規則」という。）第12条の規定に基づき、消防職員委員会（以下「委員会」という。）の運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

（委員の指名手続き）

第2条 規則第5条に規定する職員の推薦に基づく委員の推薦は、組織区分ごとに行い、被推薦人の氏名を当該年度4月初旬に消防長に通知するものとする。

2 前項の委員の推薦は、各組織区分に所属する職員による話し合いにより行うものとする。

3 前2項の処務は、次の各号の組織区分ごとに、当該各号に掲げる者が行うものとする。

- | | |
|-----------|---------|
| (1) 消防本部 | 庶務課庶務係長 |
| (2) 美瑛消防署 | 庶務係長 |
| (3) 東消防署 | 庶務係長 |
| (4) 当麻消防署 | 庶務係長 |
| (5) 比布消防署 | 庶務係長 |
| (6) 愛別消防署 | 庶務係長 |

（委員の任期）

第3条 規則第6条第3項の規定に基づき、消防長が特に必要と認める委員は、消防本部に在職する職員とする。

（意見の提出）

第4条 規則第7条に規定する職員の意見は、毎年度7月末日までに、持参又は郵送等により委員会の庶務を所掌する消防本部庶務課庶務係に提出するものとする。

（委員会の会議）

第5条 規則第8条第1項に規定する会議は、毎年度9月末日までに開催するものとする。

2 規則第8条第5項に規定する期日は、毎年度10月末日とする。

（委員会の意見）

第6条 規則第9条に規定する消防長の定める審議の結果の区分は、次に掲げるとおりとし、委員会は、別記様式により整理して消防長に提出するものとする。

- (1) 実施することが適当である。
- (2) 諸課題を検討する必要がある。
- (3) 実施は困難と考える。
- (4) 現行どおりでよい。

2 消防長は、委員会の意見及びその審議の概要に対する処置の結果の要旨を文書等により職員に周知するものとする。

第4編 人事（大雪消防組合消防職員委員会に関する取扱要綱）

附 則

この要綱は、平成13年9月1日から施行する。

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年9月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

第4編 人事（大雪消防組合消防職員委員会に関する取扱要綱）

別記様式（第6条関係）

委 員 会 の 意 見

| | | | |
|--------|--|-------|-------|
| 意見整理番号 | | 審議年月日 | 年 月 日 |
|--------|--|-------|-------|

| | |
|--------|--|
| 件 名 | |
| 意見区分 | <ol style="list-style-type: none"> 1 消防職員の勤務条件及び厚生福利 2 消防職員の職務遂行上必要な被服及び装備品 3 消防の用に供する設備、機械器具その他の施設 |
| 審議結果区分 | <ol style="list-style-type: none"> 1 実施することが適当である 2 諸課題を検討する必要がある 3 実施は困難と考える 4 現行どおりでよい |
| 意見内容 | |